

児童研だより

2016年11月 No.55



発行:聖徳大学 〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬550 TEL.047-365-1111 編集:聖徳大学児童学研究所

CONTENTS

鼎談



集団保育における児童の安全確保 —二つの裁判例を考える— ②

保育所内における園児の安全確保とは？ 現職の保育者と共に取組みについて考えました。

子どもと法

保育事故と保育士の法的責任 —鼎談で採り上げた判例の解説— ①

鼎談で取上げた判例について、解説します。

甲斐 聡

活動レポート①

「アートパーク9～にちようびの野望～」

来場者数過去最多を記録！今年で9回目のアートパークについてご紹介します。

活動レポート②

アメリカ ミルズカレッジの保育者養成

アメリカにおける保育者の養成課程について、ミルズカレッジを具体例にお話いただきました。



保健室

—キズ・ヤケドは消毒してはいけない—

キズの対処への新しい合い言葉でもある「湿潤療法」についてご紹介します。

原田 正平

研究室訪問



ドラマ「JIN～仁～」の歴史考証を担当された先生からのメッセージです。

大庭 邦彦

私の本棚より

本格派推理小説と心揺さぶる感動マンガ！いろいろな意味で考えさせられる本をご紹介します。

矢口 幸康 石川 満佐育

新任のご挨拶と『児童研だより』について

この4月に児童学研究所長を拝命した原田正平です。聖徳大学児童学研究所は坂本昇一先生を初代所長として平成7年4月に発足し、第2代の福沢周亮所長、第3代の天野正治所長、第4代の松浦信夫所長に引き継がれ、私で第5代となります。坂本先生は日本生徒指導学会の初代会長を務められた教育学者であり、福沢先生は教育心理学、天野先生は教育哲学を専門とされていましたが、松浦先生と私は小児科学を専門とする臨床医であり、それぞれ違った立場から児童学研究に係わっています。

平成9年8月の『児童研だより』第1号の冒頭に坂本初代所長が、「子どもの再発見とそれへの対応」という題で「わが国の教育改革がすすめられようとしている中で、これからの児童学を構築することを目的にして、聖徳大学児童学研究所が生まれました」と書かれています。その後、『児童研だより』は平成20年7月の第32号、平成22年7月の第38号の2回、大きな変更がなされ現在に至っています。第38号では、福沢第

2代所長と松浦第4代所長が対談され、研究所の歩みを振り返り、児童学とは何か、『児童研だより』で何を発信していくかについて改めて語られました。

これまでの歴史を踏まえ、「学際的観点から児童を総合的に研究し、児童の再発見に基づく児童学を構築する」という研究所設立の目的を実現するために、研究所の主な活動である「講演会」「子どもの発達シンポジウム」「児童学研究」「アートパークの支援」「おやこDE広場 にこにこキッズ」「児童学研究会」との役割分担を整理した上で、『児童研だより』の3回目のリニューアルを平成29年度中をめどに検討中です。

聖徳大学のホームページに『児童研だより』のアンケートページがありますので、リニューアルに向けてご意見をお寄せ下さい。
(URL: <http://www.seitoku.ac.jp/chizai/kenkyujo/jidou/goiken/>)

聖徳大学児童学研究所長 原田 正平



鼎談

吉田 治子さん 聖徳大学大学院教職研究科教職実践専攻専門職学位課程在学
古川由紀子 保育科教授（聖徳大学大学院教職研究科教職実践専攻専門職学位課程在学）
甲斐 聡 児童学研究所准教授

集団保育における児童の安全確保—二つの裁判例を考える—



今回は保育事故について、実務経験者でもある、聖徳大学短期大学部保育科古川由紀子教授（前公立幼稚園園長）と聖徳大学大学院教職研究科に在学の吉田治子さん（松の実保育園勤務）を招き、「集団保育における児童の安全確保」についてお話を伺います。

原田：小児科医として子どもの事故（傷害）予防の観点から司会をさせていただきます。甲斐先生からの事故の説明後、実務経験者のお二人からの意見を伺います。

甲斐：はじめに事例として①うつ伏せ寝による窒息死、②園内で行方不明となり熱中症死した民事裁判について取り上げたいと思います（詳細は後掲の「子どもと法①」を参照）。ケース①は、入所2週間目の4か月の女児、保育士がうつ伏せ寝にし5分程で窒息死した事故で、児童の安全配慮義務違反が問われました。睡眠中の乳幼児の安全確認について、保育の現場ではどのように対応されておりましたか。

吉田：午睡中は保育士が同室し、ときどき様子を見て保護者から体調不良と連絡のあった子は特に注意します。例えば、急な咳込み・呼吸音等の異常を目と耳で確認します。睡眠チェック表や呼吸モニターを使う園もあります。0歳児は寝る時間が不定で、保育士が起床時間やぐずりの原因を考え寝かしに入ります。この場合入所2週間で眠りのリズムを乳児・保育士の双方が掴めていない状態で起きた事故ですね。

古川：誰が何処にいるか把握していたか、寝た時に何処から見ていたのか疑問です。ぐずりの原因は連絡帳で把握し、「〇〇ちゃんは中央に寝かせる」と細かい配慮もします。

甲斐：一般的に入園1か月以内は保育士も園児の個性を掴めておらず、子どもも園の環境に不慣れで何が起こるか分かりません。5分間隔でプレスチェックが勧められています。

吉田：0歳児は寝ている子もいれば、その傍ら遊んでいる子もいるため、5分ごとのプレスチェックはなかなか難しいのが現実です。全体を見ながら、細心の注意を払って確認するよう努めています。



古川 由紀子 保育科教授

古川：この事件を受け、ある園では個人名と5分毎の時間が入ったプレスチェック表を作り、研修会が増えました。その表は、呼吸音の有無・嘔吐物の有無等と具体的項目があります。

甲斐：昭和60年代から、吐瀉物による誤嚥死等の訴訟が増えました。訴えの理由には不妊治療の末の子という例もあり、厚生労働省も平成10年からSIDS（乳幼児突然死症候群）の注意喚起を行っており、特に新人保育士には研修が必要です。

原田：突然死の予防という点から法的な問題はありますか。

甲斐：園側が法的責任を回避するためにSIDSと主張（予測不可能な病気）されたが、最近では窒息死か否かの判断が先行し、窒息でない場合の一因としてSIDSがあるとされます。保護者が真実を知りたいと解剖の同意が増え、死因の鑑定能力が向上したためです。



吉田 治子さん

そこで保育士に対処不能なSIDSでなく、対処可能なうつ伏せ寝による窒息死を防ぐという点からケース①を考えます。被害児は姉が3年間使ったマットを持参して敷いていました。経年劣化した場合の点検や、また保護者が「人形を抱くと眠れる」と言うので、顔の横に置いて窒息死した事例等があり、子どもの睡眠時の確認項目は事故からの教訓ですね。

吉田：寝具は園で揃えるので劣化も分かり、適宜に買換えます。低年齢児で人形や愛用のタオルを持って寝ることもあるので、「置く場所に注意」と職員で共通理解を図ります。首に掛からない、口を塞がない等鉄則です。

原田：用具が園の物か否かで法的責任の違いはありますか。

甲斐：持込でも園では適切かの確認義務があり、家と違い集団保育では四六時中の子どもの目くぼりは難しいです。職員の対応能力から預かる時の安全確認が園の法的義務です。玩具を「落ち着くから」と渡す保護者に対し、誤嚥の恐れがあるため拒否しないと責任が問われます。また、保護者からの申し込りに対する職員間の共有方法や兄弟姉妹を預かる場合、「家で一緒に寝ている」との要望についての対応を教えてください。



吉川: 保護者は家での様子しか知らず、集団生活での一人という状況をどう理解して頂くか、劣化マットの危険性を伝え、家でも考えていただくことが大切です。寝かせた人と異変に気付く人が別という点で、保育所での複数担任の連携は、どのようにされていますか。

吉田: うつ伏せ寝をなるべく避けることは共有しており、離れる時は他の先生に伝えます。複数で各々が違う動きをする職場なので、声をかけ合わないと配慮が欠けます。

甲斐: 次に、ケース②について取上げます。散歩後に園外で点呼し園内での自由保育中に、4歳5か月の幼児が本棚の中で熱中症死した公立保育所の事件です。担任2名は他の園児と室内で遊び、1時間過ぎた後の食事時間に不在に気付く捜索しました。しかし、散歩の帰りに当該児の祖母と挨拶したことを思い出し、外へ捜索範囲を広げ発見が遅れました。夏季の園庭での安全確認が問題となります。

吉田: この場合、遊んでいた場所を思い返します。要はどこでどの友達関係で遊んでいるかを把握し、その子の性格も考え常に予測します。まず遊んでいた場所で友達に聞き捜索を始めますが、マニュアルは特にはありません。

甲斐: 遊び中の人数確認を何分毎に行うか決まりはありますか？

吉田: 自然にしています。保育者は前後に目があり、園児の動静は常に把握しています。

吉川: 園児は他の担任との連携で各担任が把握し、更に見回りもします。

原田: 判例では重過失となっていますね。

甲斐: 当事例は担任が遅く決まり、子どもと打解けようと一生懸命で全体に目がいかず1時間以上も放っていました。判例では30分に一度は確認すべきとあり、保育者として基本的な落度があると判示されました。園内で子どもが隠れる・職員の死角となる場所の情報共有が必要ですね。

吉田: 始業時に昨日と違う環境があれば園児がどう動くのか職員間で予測し、終業時にも「今日〇〇で危なかった」と振り返りすることも大切です。

甲斐: 子どもは隠れる場所を探します。日々、定期的な確認ですね。トイレに行く時の確認はいかがですか？

吉田: 低年齢児は付添い、4歳で排泄ができる子は特に求めません。帰ってきた時も動きで分かります。靴の確認で部屋にいる子は誰か、いない子はトイレか、遊びかと常に動きは見ています。

吉川: 時間を決め全員で行かせたりしますが、特に報告はしません。また、安全点検は毎朝園庭と保育室の環境点検をします。定期的な確認は、子どもの安全指導日に職員も確認リストを作り点検します。

原田: 園外に捜索範囲を広げた点が問題視されましたが、外出防止策についてはいかがでしょうか。

吉田: 玄関は一つで園長の目に入るので、鍵の管理や設置場所は子どもの手が届かない場所と徹底しています。

吉川: オートロックで出入はインターホン対応し職員が見ています。このケースは祖母と話したため園外に出たと思ひ込んだのでしょうか？

甲斐: はい。園内の再点呼で短時間の発見が可能と判示されました。

原田: 子どもの動静把握は保育士の本能と言われましたが、予測不能な園児の行動で実際のヒヤリハットはありますか。

吉田: 職員間の情報共有が重大事故を防ぐ手段であると考えます。担任同士の伝え合い・日誌への記録・園長への報告等、職員が一斉に集まる機会が少ない保育園には、まめな報告がより重要です。

吉川: 事故の具体的状況を当日中か翌朝には伝えます。ただ若い先生は、怒られるのを恐れて報告のタイミングがつかみにくいのかなと園長の時に感じました。何でも話せる「こんな失敗しちゃった」という雰囲気作りは園長の責任で、自分の経験談を話すと「え～先生も」と全員で話題を共有できます。

甲斐: 一般的に3回の小事故の後に重大事故が起こるとされ、1回目には責任不問で園長を中心に全員で話合います。裁判官は、「保育士としての専門的知見或いは経験を超越る行動」を子どもはすると判示していますが、園児の行動を話し合い、情報共有を積極的に行い若い保育士にも発言を促すのが重要です。

原田: 最後に保育者を指す学生へメッセージをお願いします。

吉田: 大切な命を預かる仕事なので決して楽な仕事ではありません。でも子どもの成長や笑顔を通し、自分自身も成長できるやりがいのある仕事です。子どもと向き合い学び合える保育者をぜひ目指してください。

吉川: 子どもが好きだけでなく幼児教育者は命を預かる責任があり、それを自分で背負う自覚を持ってほしいです。子どもの予測不能な行動にどう対処するか、その力量が必要だと改めて感じました。

甲斐: 事故を最小限に止めることを常に考える必要があります。私も次々と起こる子どもの予測不能な行動と事故について研究し、現場の方と学び合う機会に当研究所がなればと思います。

原田: お二人から期せずして命を預かりやりがいのある仕事であると、また、甲斐先生から児童の予測不能な行動に関して研究の必要性が指摘されました。聖徳大学の各分野の研究者と現場の教育者が協働し事故(傷害)予防に児童学研究所として貢献できればと思います。

(司会 原田 正平)(甲斐 聡 記)



子どもと法
 ① 保育事故と保育士の法的責任
 一鼎談で採り上げた判例の解説—
 聖徳大学児童学研究所准教授 甲斐 聡

平成28年4月18日に内閣府は昨年の保育施設事故の件数を公表しました。死亡14人・ケガ385人で、死亡14件中の認可外施設10件（1件は自治体が補助する施設）・認可施設4件、年齢別には0歳児7件・1歳児5件で、事故の形態は睡眠中10件（6件がうつ伏せ寝）・食事中1件の順になっています。このような現状認識をもとに、児童学研究所は幼児教育の実務経験者2名にお越しいただいて、①うつ伏せ寝による死亡事故〔平成9年に発生〕と②熱中症による死亡事故〔同平成17年〕の判例をもとに、乳幼児の事故防止のチェック体制についてお話を伺いました。

園内で児童が死亡・重大な後遺症を負った場合、稀に刑事責任を問われることがありますが、ほとんどが保護者などから提起される、被害者救済としての精神的・肉体的損害を填補するための損害賠償請求を争う民事裁判です。園の経営者・園長は、従業員の不注意により事故が発生した場合、債務不履行（民法415条）または使用者責任（同715）に基づく賠償責任を負います〔公立の場合は国家賠償法により区市町村〕。担当の保育士は、故意または過失により園児の生命・身体を侵害し、その死亡・重度の後遺障害を負わせた場合に、不法行為としての賠償責任を負います（同709）。ここで問題となるのが、園児の死亡・後遺障害という事態となっても、保育士に過失（注意義務違反）がなければ法的責任は発生しないということです。例えば、SIDS（乳幼児突然死症候群）などは保育士には防止不可能な病気であり、原則的に法的責任は生じないということです。

①のケース〔福岡高判平成18年5月26日判タ1227号279頁〕は、平成10年からの旧厚生省の『ストップ！SIDS』キャンペーンの一因ともなったもので、睡眠中の児童への安全配慮義務違反という保育士の過失の有無が争点となりました。事案は、健診で異常のなかった4か月の乳児（入園14日目）がぐずり泣きをしたため、保育士があやした上で布団の上うつ伏せに寝かせ足に布団を掛け、その保育士が同室内で1歳児用の食事の用意をしていた約5分後に顔面蒼白の状態で見られ、病院での救命措置にもかかわらず死亡したものです。睡眠中の窒息死の場合、（1）巡視方法や間隔（プレスチェック等）、（2）保育室の環境（児童の異変に気付けるか）、（3）頭部にあたるバスタオル等の固定や寝具の安全性確認（経年劣化）、（4）親への寝返りの可否の確認などが問題となります。特に入所後1か月間は5分ごとのプレスチェックが要求され、登園時における親からの正確な体調の聞き取りなども、嘔吐による窒息死防止として保育士の注意義務の一つと考えられます。

②のケース〔さいたま地判平成21年12月16日判時2081号60頁〕は、園庭での自由保育中の児童の動静把握義務違反などの保育士の過失が争点となりました。事案は、市立保育所の4歳5か月幼児の例で、数名の園児が保育士らと散歩の後に門外で点呼が行われ、保育室、ホール、園庭等で自由保育の状態となった時に、当該園児の仲の良い友だちが欠席していたため、保育室や事務室から死角となる倉庫の横の本棚の引戸を開け入り込み、熱中症で死亡したものです。担当保育士は午前10時20分頃に帰園時の点呼以降、11時35分頃の給食の時間に同児の所在不明が判明するまで一度も児童のチェックを行わなかったのです。夏季の園庭での児童の安全確認については、（1）チェック方法（園内での確認）・間隔（複数担任制における連携）、（2）孤立しがちな園児への注視、（3）園児が保育士の視野外へ行く場合の指導（保育士への声掛け）、（4）職員の死角となる場所の定期的なチェック（荷物の搬入・設置物の移動があるため）、（5）園児が所在不明となった場合の対応マニュアルの作成（園外・園内）などが問題となります。このケースでは、炎天下に1時間近くも児童の安全確認を行わなかったことについて、「重大な過失」と認定され、更に、刑事事件として業務上過失致死罪（刑法211条）で略式起訴の罰金刑が科されました。



甲斐 聡 児童学研究所准教授

両方のケースに言えることですが、児童の一挙手一投足を常時観察するのは不可能であるため、どの程度まで児童の安全配慮や動静把握が可能であるか、過去に起きた事件などを踏まえ常に職員間で検討する必要があるでしょう。一般によく言われているのは、ハインリッヒの法則で、「1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常が存在する」というものです。医療現場ではヒヤリハットケースの検討会が定期的に行われています。判決文の中で、児童が「保育士としての専門的知見或いは経験による認識を超える行動」をとることは、保育の現場では常識とされており、保育を行う前提として、子どもたちの命をあずかり、その安全を確保することが当然に求められるとして、保育士の職責の重さと専門性を説いています。

子どもたちの笑顔を守るために何をすべきか・何ができるか、今一度、振り返ってみることが必要でしょう。



活動レポート①

「アートパーク9 ～にちようびの野望～」

聖徳大学児童学部児童学科教授 大成哲雄

7月3日(日)、松戸中央公園で「アートパーク9 ～にちようびの野望～」(主催 聖徳大学児童学研究所、聖徳大学生涯学習研究所)が開催されました。今回で9回目となる「アートパーク」は、過去最高の1,874名の親子が集まり、学生とアートな遊びを一日楽しみました。「アートパーク」は大学と地域が連携し、公園の新たな活用法や、外遊びの重要性を提案してきました。今年は、昨年に引き続き千葉大学園芸学部の木下研究室や初参加のPARADISE AIR、松戸市内の中学校6校の美術部から生徒と顧問の先生も参加しました。留学生、海外からのアーティストも交えた今回は、よりワールドワイドな展開になり、中学生が参加した事で年齢層に広がりもできました。本学の児童学研究のノウハウと地域団体とのコラボは良い意味で化学変化を起こし、刺激し合える活動に発展しました。

今回は、14のワークショップが公園各所で行われました。本学からは児童学科のゼミ、短期大学部保育科有志、保育科Ⅱ部有志、美術部が参加し、地域の保育所、子育てサポートのNPO法人、松戸市等の地域団体と協力し合い、一丸となって、企画、運営を行いました。また、昨年の経験者である聖徳大学児童学部の4年生と児童文化コースの1年生が「おたすけ隊」となり、全体のサポートも行いました。

ワークショップ内容は、段ボールで作った長さ10mの船「出航!あつまる丸」にペイントをしたり、「こうえんのまち」では、空き箱で松戸の町を作りました。また、文部科学省「知(知)の拠点整備事業」(大学COC事業)の活動の一環から生まれた歌「まつどでかくれんぼ」も披露されました。

「アートパーク」は今後も地域と連携し、公園を起点とした地域の子どもについて共に考えていくプロジェクトとして継続していきます。

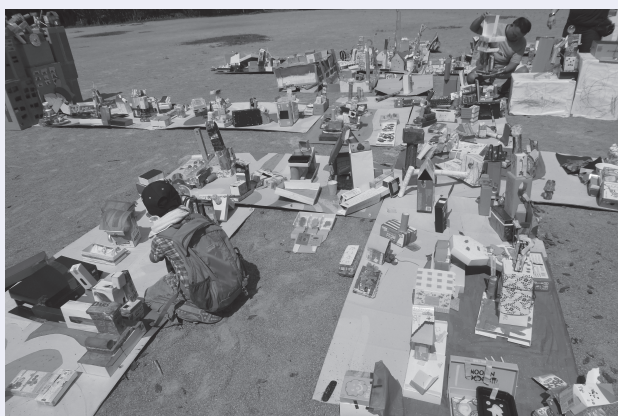
＜参加した学生の感想(一部抜粋)＞

聖徳大学児童学部児童学科幼稚園教員養成コース3年 鈴木愛里澄

「アートパーク」の活動をとおして、子どもたちの発想力、想像力、行動力などたくさんの子どもの成長を短時間で感じることができました。また、今までできなかった子どもの意見もとりいれながら何かをつくる事の楽しさ、達成による感動を学ぶことができました。私たちはこの「アートパーク」では、子どもと一緒に遊ぶだけではなく、子どもを見守りながら新しい発想や活動を生み出すためのきっかけを作ってあげることが大切なのだと理解しました。「アートパーク」で感じたことを忘れずに、これからも成長していきたいです。



「出航!あつまる丸」(児童学科大成ゼミ)



「こうえんのまち」(短期大学部保育科有志・北沢+保育園きぼうのたから・きぼうのつばさ)



「オオウナバラすでろくーかいぞくたちのぼうけんー」(千葉大学木下勇研究室)

活動レポート②

児童学研究所主催・児童学部共催講演会「アメリカ ミルズカレッジの保育者養成」

聖徳大学大学院教職研究科教授 梶 瑞希子

5月11日、聖徳大学香順メディアホールにおいて、ミルズカレッジ教育学部准教授ジュリー・ニコルソン(Julie Nicholson, Ph.D)先生の講演会が開催されました。児童学科3年次ゼミ生を中心に、学生と教員、合わせて70名ほどが出席しました。

ニコルソン先生は、最初にアメリカでは幼児教育の制度が州ごとにかなり違うと述べ、その上で、カリフォルニア州の保育者をめざすミルズカレッジの学生が、どのようにして必要な知識と経験を獲得していくのかについてお話しされました。大学で学ぶ保育関連科目の内容や、年間を通して行う教育実習の進め方、実習の評価などについて、豊富な映像資料を示しながら説明なさいました。

その中で先生は、子どもの学びが探究的であることを強調され、だからこそ保育者自身に探究的な姿勢を養わなくてはならないとおっしゃいました。そのために、ミルズカレッジでは、実習生に与える課題を工夫しているといいます。課題を達成するには、実習生は、子どもをよく観察し、その興味に即して探究テーマを設定し、環境を構成しなくてはなりません。活動の展開の記録や、計画の修正も必要です。それだけでなく、同じクラ

スに配属された実習生同士の討議と協働がとても大切で、場面に応じたリーダーシップの発揮が求められるということでした。

質疑応答の時間には、児童学科の学生から、州ごとの違いの在りようへの興味、ミルズのような実習方式に心惹かれるという感想、アメリカで保育者として働く意欲などが述べられました。本学教員からは、クラス担任と実習生と一緒に実習を振り返る時間が毎日持てる体制に、称賛の声があがりました。

講演者のニコルソン先生は、ヘッドスタート施設(恵まれない環境下にある乳幼児対象の就学前施設)や小学校の教員を経て、2005年より現職です。専門は、発達心理学、幼児教育学で、現在は、教育現場におけるリーダーシップ育成や、幼児理数科教育、遊び、ジェンダー問題などに力を入れておられます。勤務校のミルズカレッジは、1852年に設立されたアメリカ西海岸を代表する私立女子大学で、聖徳大学の協定校です。今回の講演会はそのご縁で実現しました。



ジュリー・ニコルソン 准教授



キズ・ヤケドは消毒してはいけない

聖徳大学児童学部児童学科教授 原田 正平

「保健室登校」という言葉が一般的になり、子どもの心を支える場所としての保健室の役割が大きくなっていますが、日本学校保健会の5年ごとの調査による『保健室利用状況に関する調査報告書(平成23年度調査結果)』によると、保健室利用の理由として、小学校で32.0%、中学校で14.0%、高等学校で10.5%は「けがの手当」となっています。その中でも、すり傷がそれぞれ22.7%、7.6%、5.7%、切り傷が4.6%、3.5%、2.9%、養護教諭が対応した中での割合となると、けがの手当はそれぞれ63.5%、34.2%、22.8%とかなりの比率になっています。小規模校から大規模校で平均した1校での1日当たりの利用者数は、小学校で25.8人、中学校で24.7人、高等学校で26.6人ですので、学校で手当でされているすり傷、切り傷は日本全体で相当の人数となります。

さて、その保健室で、昔ながらの消毒薬とガーゼが活躍してはいないでしょうか。

近代医学の大きな進歩の一つは、19世紀後半の英国の外科医ジョセフ・リスターによる「無菌手術」であり、

そのことから傷に「ばい菌」がついて「化膿しない」ように「消毒」しなければいけない、と信じられてきました。皆さんも小さい頃、膝小僧をすりむいたとき、消毒薬を塗られて「痛い目」にあったのではないのでしょうか。

実は医療の現場では「キズ・ヤケドは消毒してはいけない」が最近の合い言葉になっています。確かに今でも「無菌手術」は医療の原則ですが、それは細菌を身体の中に入れてはいけないという意味であって、外傷の表面を「殺菌する」ことが傷を治すことに必要なことではなく、むしろ有害ですらあるということが常識となっているのです。

こうした消毒しないキズ・ヤケドの治療は「湿潤療法」といい、今では普通の薬局でキズを乾かさないためのハイドロコロイド絆創膏が売られていますし、大型のキズ治療用シート「プラスモイスト」もインターネットなどで入手できるようになっています。

具体的なことはインターネットサイト「新しい創傷治療」(URL: <http://www.wound-treatment.jp/>)を御覧ください。



研究室訪問 #18

聖徳大学 文学部文学科
大庭 邦彦 研究室



第18回は、本学の文学部文学科で日本史を専門とされており、テレビドラマの歴史考証もご担当された大庭邦彦教授です。

■先生のご専門を教えてください

私は文学部文学科歴史文化コースに所属する教員ということで、日本史の勉強をしているのですが、私個人の専門からすれば幕末です。1840、50年代から明治の前半期、1890年前後あたりの政治史が専門ということになります。

■その時代を専門にされるきっかけはありますか？

専門をその時代に設定する直接的なきっかけは学部の卒論を書いた時です。その時に1880年代のことを取り上げて、資料の整理等を手伝う中で幕末期の資料に沢山触れる機会が多かったこともあったためです。

■その時代を取り上げるおもしろさはどんなところにありますか？

戦国期とか幕末は、人気があるのですよ。なぜかと言うと時代が動いている様が見えてくるので関心を持てるからです。日本で言えば革命とも称されるような大きな社会的変革だった時期ですので、そういう社会的変革の有様を自分なりにとらえ返してみたいというのがあったのだと思います。

■研究の中で見えてくるものはありますか？

歴史はその局面において多様な選択肢があったということと、そういう時代に人々が時代を切り開いていく状況や様相、そういう中で人の営みの様々な想いが立ちあがってくるのです。そこが歴史の研究を続けていくうえで重要な醍醐味というか、面白さというものになっていると思いますね。

■将来を志したのはいつ頃ですか？

私は高校時代まで野球少年でした。受験のために京都で先輩の家に泊めてもらい、夜中にキャンパス見学に行くと、夜中なのに校舎に煌々と電気がついているのです。こんな世界があるのか、世俗的なレベルとは全く違う所で、骨身を削って努力しているフィールドがあるのだな、その世界に近づきたいと思ったのが、私が研究者になりたいと思ったきっかけだと思います。

■先生は、研究以外にも色々活躍されているという事で、その点についても教えてください。

やはり大きかったのは自治体史の編纂です。具体的には千葉県の歴史と千葉市史の編纂事業に関わりました。幕末史関係では、一ツ橋徳川家の資料の整理、松戸の戸定歴史館の資料を整理しました。あとは漫画なのですが、村上もとかさんの「JIN-仁-」の歴史考証を行いました。「JIN-仁-」はその後、テレビでも放映されましたが、テレビの舞台設定を現実の史実に則して設定するために、資料を調べてこのような設定ができますよという提案をしました。テレビではフィクションが入らざるを得ないという媒体の特性がありますが、違和感のない筋立てで進んでいました。これは、史実に則って書かれた村上さんの原作の重みがあると思います。漫画も評価されて漫画大賞も取りましたし、一緒に仕事をさせてもらってよかったなと思っています。

■学生に授業の中でどんなことを学んでほしいと思っていますか？

歴史学は、厳密な科学的な方法論に基づいて展開されていく学問であることを伝えたいと思っています。歴史というのは常に人間の営みを扱う学問なので、やはりその人の想いですよね。その人の目線に沿いながら受け止められるものを磨いてほしいという思いを持って授業に臨んでいます。

■先生の夢はどのようなものがありますか？

第三者がどう評価するかとかの話とは別で、私がこの世に間違いなく生きたのだという証をちゃんと残したいということです。

■保育や教育に携わる先生方にメッセージいただけるとありがたいです。

これは私の経験になりますが、自分の子どもだと思つと枠にはめて対処しているところがあるかなと思います。でも、子どもは千差万別で非常に個性豊かなのです。その個性を無理に方向付けるよりも、子どもの自ら育つ力を信頼しながら育ちを待つ、そういう余裕とか度量を持って子どもに接しなければならないと思っています。子どもたちに関わる仕事に従事されている方々にも子どもの独自の成長に手を出したくなる所を一步我慢して、フォローしてあげられるような仕事の仕方をしてもらいたいと思っています。

(腰川 一恵 記)



私の本棚より

心理試験

江戸川乱歩 春陽堂書店

心理学を学び研究するすべての人は「心理学は数字に基づく科学である」という認識を共通して持っています。でも、この基本的な認識が世の中にはそれほど広まっていないため、心理学初学者が必ずこぼす愚痴があります。「どうしてこんなに統計を勉強しなきゃいけないの？」世間の人が思い描く心理学のイメージと本当の心理学の間に生じるギャップをいかに埋めるか、ということは重要な問題です。

今回紹介する「心理試験」は、心理学実験のデータをどのように解釈するかということが謎解きの鍵になる本格派推理小説です。この作品を読むことで人の心のはたらきを数字で説明する意義、そしてその危険性を理解することができます。推理小説でありながら、心理統計学や心理学研究法の基礎に触れることができる作品です。推理小説の紹介でネタバレはご法度なので、詳しい内容については内緒です。心理学を学んでみたいなお考えの方はぜひ一読ください。

私自身もこの作品が大好きで学生の頃から繰り返し読んでいますが、ずっと不思議に感じている事があります。江戸川乱歩が早稲田大学を卒業した1916年の時点では早稲田大学に心理学の教員はいませんでした。当時心理学を専攻できるのは東京帝国大学と京都帝国大学だけ、という状況でどうやって「心理試験」を着想し、厳密な心理学研究を題材にして執筆できたのでしょうか？ これこそがミステリーだと思いませんか？



聖徳大学 心理・福祉学部
心理学科
准教授 矢口 幸康

聲の形

大今良時 講談社

本作「聲の形」は、「このマンガがすごい！2015」オトコ編（宝島社）の第1位になった作品です。マンガ好きな私としては、「1位になるマンガだから読んでみるか」くらいの感じで1巻を手にとりましたが、すぐに全巻買ってしまいました。

講談社による本作の紹介には「最高に切なく、心ゆさぶる物語が生まれました。」とありますが、まさに心がゆさぶられる作品です。本作は、聴覚に障がいを持つ少女・西宮硝子と、彼女をいじめていた少年・石田将也の二人の交流が物語の中心として展開され、小学6年生での出会いから始まり、高校3年生の再会、そして、20歳の成人式で締めくくられます。

本作は「障がい」や「いじめ」など現代社会における重要な課題を取り上げていますが、題材以上に作中のリアルな人物描写が人々の心を揺さぶるのではないかと思います。それぞれの登場人物（生徒、親、教師）の立場や心情をとらえながら読み進めると、さまざまな気持ちが生起していることに気づきます。ストーリーには賛否両論あるようですが、読み手がこの作品から何を感じ、何を考えるかに意味があるように感じます。

私たちに影響を与えるような書籍はたくさんありますが、マンガを通して多くのことを学ぶことができます。その中でも本作「聲の形」は、心ゆさぶられるよい教材になるとと思います。



聖徳大学 児童学部
児童学科
准教授 石川 満佐育

アンケートご協力をお願い

最後までお読みいただきありがとうございます。『児童研だより』No.55はいかがでしたか？パソコンまたは携帯から、どうぞ皆様のご意見をお寄せください。ご協力いただいた方には、オリジナルグッズをお送りいたします。

☆『児童研だより』アンケート入力フォーム専用ページ
<http://www.seitoku.ac.jp/chizai/kenkyujo/jidou/goiken/>

スマートフォンまたは
携帯の方はコチラ



ホームページのご案内

聖徳大学児童学研究所ホームページでは、最新のイベント情報の配信や『児童研だより』のバックナンバーがご覧いただけます。



<検索方法>
検索サイトで「聖徳大学」と入力して検索してください。

>>>

聖徳大学(<http://www.seitoku.jp/univ/>)
のホームページの下段にあります、
「児童学研究所」リンクバナーをクリックして、ご覧ください。

